

令和6年(行ウ)第386号 国葬関連文書「不存在」決定処分取消等請求事件

原 告 特定非営利活動法人T a n s a

被 告 国（処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣府大臣官房長）

証拠説明書（4）

2026年4月24日

東京地方裁判所民事第3部A2係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 喜田村 洋 一

同 二 関 辰 郎

同 高 橋 涼 子

同 小 野 高 広

同 西 村 友 希

甲号証	標目(原本・写の別)	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲 4 2	『広辞苑 第 7 版』 2150～2151 頁、2972 頁～2973 頁、3092 頁～3093 頁、奥付	写し 2018 (平成 30) 年 1 月 12 日	岩波書店	「やりとり」、「内容」及び「了解」という言葉それぞれの辞書的・一般的な意味
甲 4 3	『大辞林 第 4 版』 2012 頁～2013 頁、2771 頁～2772 頁、2884 頁～2885 頁、奥付	写し 2019 (令和 元) 年 9 月 20 日	三省堂	
甲 4 4	『岩波国語辞典 第 8 版』 1136 頁～1137 頁、1576 頁～1577 頁、1644 頁～1645 頁、奥付	写し 2019 (令和 元) 年 11 月 22 日	岩波書店	
甲 4 5	陳述書	原本 2026 (令和 8) 年 4 月 24 日	原告代表者	原告の活動内容についての情報公開制度の重要性、原告が本件開示請求の対象文書を特定した経緯、文書が開示されなかったことにより原告が被った損害等

以 上